

南房総市
協働のまちづくり活動補償
制度の手引き

南房総市

1 南房総市協働のまちづくり活動補償制度とは

南房総市では、市民と行政が連携・協力して協働のまちづくり活動に取り組んでいます。しかし、こうした活動中に不幸にして事故などが起きると団体の指導者や責任者が損害賠償の責任を問われたり、スタッフが傷害による負担を負うことで活動が停滞し、損なわれることにもなりかねません。この補償制度では、指導者などの協働のまちづくり活動中に生じた事故の負担を軽減し、安心して参加できるよう、市が活動を支援していくものです。

なお、市では本事業を円滑にすすめるため、損害保険契約を締結しております。

2 補償制度の内容

①対象となる活動

対象となる活動は、協働のまちづくり活動です。

協働のまちづくり活動とは・・・地域社会活動、青少年健全育成活動、社会福祉活動、社会奉仕活動、社会教育活動その他の公益性のある活動およびこれに類する活動です。ただし、特定の政党または宗教に係る活動、営利を目的とする活動および職業として行う活動を除きます。

対象となる活動例

●地域社会活動

自治会(行政区)活動、防犯・防火・防災活動、清掃活動など

※自治会(行政区)などについては、役員としての活動や各団体で実施する活動などが対象となります。競技者、参加者および付き添いの保護者などは対象となりません。また、懇親や親睦を目的とした活動や宗教行事としての祭礼および危険度の高い祭礼(例 けんか祭り、だんじり祭りなど)も対象となりません。

●青少年健全育成活動

子ども会活動、夏休み球技大会など

※子ども会などについては、役員としての活動や各団体で実施する活動などが対象となります。競技者、参加者および付き添いの保護者などは対象となりません。

●社会福祉活動

心身障害者支援活動、社会福祉施設救護活動など

●社会奉仕活動

清掃活動、資源回収・リサイクル活動など

●社会教育活動

少年野球チームの監督・コーチ、文化活動などの指導者など

※活動や競技への単なる参加者(例 少年野球チームの選手、コーラスグループの参加者など)や見物人は対象となりません。また、危険度の高い運動(例 山岳登山、スカイダイビングなど)も対象となりません。

②対象となる活動者

対象となる活動者は、協働のまちづくり活動を行う団体などの指導者やスタッフ又は*参加者(賠償責任事故は対象外)となります。

※行事(まつり、各種スポーツ大会や地区体育祭など)への一般参加者は対象となりませんので、各団体、委員会などで別途傷害保険に加入する必要があります。

ただし、清掃活動や防犯パトロールなど奉仕性の高い活動を直接実施する行事の参加者は対象となります。また防災訓練等の参加者も原則対象となります。

③補償内容について

●賠償責任事故

協働のまちづくり活動を行う市民団体などが活動中に、参加者や第三者の身体や物品に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合に適用されます。

賠償の種類	保険金額(限度額)
身体賠償	1人につき 5,000万円 1事故につき 3億円 (生産物賠償事故についてのみ保険期間中の限度額3億円)
財物賠償	1事故につき 500万円 (生産物賠償事故についてのみ保険期間中の限度額500万円)
保管者賠償	1事故につき 500万円 (保険期間中の限度額500万円)
業務外個人行為賠償	1事故につき 2億円

※生産物賠償事故とは、協働のまちづくり活動を行った結果に起因して発生した事故のことをいいます。具体例として、自治会が、主催した行事で参加者に提供した飲食物によって、集団食中毒が発生したような場合です。

※業務外個人行為賠償とは、指導者等の指示又は管理下において協働のまちづくり活動を行う時間中に、協働のまちづくり活動を行う場所、市民団体の施設若しくは、これらの相互間の移動中に行った協働のまちづくり活動に直接起因しない個人の行為により、又は協働のまちづくり活動が行われる場所と住居との通常の合理的な往復経路途中に行った協働のまちづくり活動に直接起因しない個人の行為により第三者の生命、身体若しくは財物に損害を与え、当該指導者等又は市民団体の構成員が法律上の損害賠償責任を負うものです。

●傷害事故

協働のまちづくり活動中に急激かつ偶然な外来の事故または熱中症等により指導者やスタッフなどが死亡し、または負傷し若しくは発症した場合に適用されます。

※熱中症等とは、熱中症（熱射病・日射病）、細菌性食中毒及びウイルス性食中毒のことをいいます。

補償の種類	補償の内容	補償の額
死亡補償	指導者やスタッフなどが、事故の日から180日以内に死亡した場合の補償	500万円（熱中症等については300万円）
後遺障害補償	指導者やスタッフなどが事故の日から180日以内に後遺障害を生じた場合の補償（障害の程度による）	15万円～500万円（熱中症等については300万円）
入院補償	指導者やスタッフなどの生活機能または業務能力が滅失し、その治療のため入院をした場合の補償	1日3,000円 （180日限度）
手術補償	入院補償が適用され、かつ、指導者やスタッフなどの生活機能または業務能力を治療するために手術を受けた場合の補償	入院補償の日額に手術の種類に応じて約款で定める率を乗じて得た額とする
通院補償	指導者やスタッフなどが生活機能または業務能力が減少し、その治療のために通院したとき	1日 2,000円 （90日限度）

●特定疾病事故

協働のまちづくり活動中に特定疾病等により死亡した場合に適用されます。

補償の種類	条件	補償の額
死亡弔慰金	<p>ア 指導者等又は参加者が急性心疾患（心筋こうそく、急性心不全等）、急性脳疾患（くも膜下出血、脳内出血等）を原因として、協働のまちづくり活動中に死亡し、又は協働のまちづくり活動中に発症し、かつ、病院に搬送され、そのまま退院することなく30日以内に死亡した場合。</p> <p>イ アに記載の疾患並びに熱中症等以外の疾患を、指導者等又は参加者が協働のまちづくり活動中に発症し、発症してから24時間以内に死亡したことが医師の診断により明らかであって、かつ、死亡原因となる疾患名が特定できる場合。</p> <p>ただし、急性アルコール中毒及び麻薬中毒その他公序良俗に反する行為により発症したものを除く。</p>	50万円

④対象とならない事故の例（補償制度の主な免責事項・適用除外事故など）

●共通事項

戦争・労働争議などによる事故、地震・噴火などの自然災害に起因する事故、労災・公務災害の適用を受ける事故など。

●賠償責任事故

指導者等及び参加者の故意によるもの、自動車・オートバイなど車両に起因する事故、施設の修理などに起因する事故、その他保険契約に係る保険約款において免責とされる事故など。

●傷害事故及び特定疾病事故

指導者等及び参加者の故意又は重大な過失によるもの、自殺行為・犯罪行為による事故、無免許・酒酔い運転などによる事故、頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛などで医学的他覚所見のないもの、疾病・心神喪失などによる事故(ただし、熱中症等及び特定疾病事故は除く)、その他保険契約に係る保険約款において免責とされる事故など。

3 補償制度を利用するには

個人や団体で加入金や掛け金を負担することはありません。

また、この補償制度の適用を受けるために、市への事前登録手続きは必要ありません。

日頃から協働のまちづくり活動について、参加者名簿、規約、年間事業計画書、活動スケジュールなどの活動内容のわかる書類を備えておいてください。

4 事故が発生したら

(1) 事故報告について

事故が起きたら速やかに活動を所管する担当課へ連絡してください。事故発生報告書(別記様式)を送付します。

<知らせていただきたい内容>

いつ(日時)、どこで(場所)、誰が(加害者)、誰を・何を(被害者または破損物)、どうして(事故状況)、どうなったか(被害状況)

(2) 提出書類について

協働のまちづくり活動に対する補償制度を適用できるか判定しますので、下記書類は活動を所管する担当課へ提出してください。

<提出いただきたい書類>

- ・事故発生報告書(指定様式)
- ・当日の活動内容がわかる書類
(お知らせ、通知文、活動計画書、プログラム、チラシなど)
- ・当日の参加者名簿(お名前だけでも結構です)
- ・事故の内容がわかる書類(写真、事故発生状況図など)

(3) 補償金請求手続きについて

①賠償責任事故においては、保険会社の承認を得た示談成立後(承認なしに示談されますと保険金が支払われない場合があります。)となります。

②傷害事故においては、ケガの治癒後となります。

ケガの治癒後に、「補償金請求書」をお送りいたします。請求書様式に必要な事項を記入・押印のうえ必要書類を添えて総務課に提出してください。

なお、補償金は、保険会社から直接補償対象者の指定口座に振り込まれます。

5 その他

本補償制度では、協働のまちづくり活動を補償の対象としておりますが、事故が発生した状況や活動内容によっては対象とならないことがあります。

活動が補償の対象になるかどうか判断が難しい場合は、事前に活動を所管する担当課にご相談ください。

6 補償制度のQ&A

●基本的なこと

Q 南房総市外に居住する個人が、南房総市内で協働のまちづくり活動を行うときに、以下の場合には補償制度の対象となりますか。

①南房総市内に活動拠点のある市民団体に所属し、その市民団体の活動の一環として行った協働のまちづくり活動中に負傷した場合

②南房総市外に活動拠点のある市民団体に所属し、その市民団体の活動の一環として行った協働のまちづくり活動中に負傷した場合

A ①対象となります。市外に居住する個人であっても、南房総市内に活動の拠点のある市民団体に所属し、その市民団体の活動の一環として行った協働のまちづくり活動中の事故は補償の対象となります。

②対象となりません。市民団体の拠点が市外にある場合は、対象外です。

Q 自動車事故は、補償制度の対象となりますか。

A 賠償責任事故については、対象となりません。自動車による賠償責任事故については、自動車保険で対応していただくこととなります。ただし、協働のまちづくり活動を行う市民団体の指導者などがけがをした場合には傷害補償の対象になります。

Q 協働のまちづくり活動中の事故などにより第三者(被害者)へ損害を与えた場合、示談などの交渉は市が行うのでしょうか、それとも保険会社が行うのでしょうか。

A 基本的には、加害者と被害者の当事者間で解決を図っていただきます。被害者

との示談交渉に際しては、法的に市も保険会社も関与することができません。現在、保険会社が示談代行できるのは、自動車保険に限定されています。ただし、保険会社は、事故の処理について相談に乗ることや、解決に向けたアドバイスなどについての対応はできます。

Q この補償制度があれば、今まで加入していた他の保険に加入する必要はなくなりますか。

A 本補償制度の対象活動や補償内容は、それぞれの団体などが独自で加入していた保険と全く同じではありません。したがって、対象活動や補償内容を比較していただき、必要であれば他の保険への新規・継続加入についてもご検討ください。

●地域社会活動の事例

Q 自治会で道路の草刈り作業を行った際に、作業中の自治会員が草刈り機で指を切ってしまい5針縫いました。補償制度の対象となりますか。

A 対象となります。自治会が行う草刈りは地域社会活動にあたり、補償制度の対象となる協働のまちづくり活動にあたります。草刈りを行う自治会員は協働のまちづくり活動のスタッフにあたり、活動中に負傷した場合は補償の対象となります。

Q 自治会主催による盆踊り大会で、自治会役員が会場の後片づけを行っている最中に無理な姿勢をとったため腰を痛めました。翌日、病院で診てもらって「急性腰椎症(ぎっくり腰)」と診断されました。補償制度の対象となりますか。

A 対象となりません。原因のいかんを問わず、他覚症状のない頸部症候群(ムチ打ち症)や腰痛などは補償の対象外です。

Q 自治会役員が、回覧板を配布する際に、転倒し負傷しました。この場合、補償制度の対象となりますか。

A 対象となります。回覧板を配布する行為は、協働のまちづくり活動に該当しますので補償の対象となります。

Q 自治会主催により地域防犯活動の一環として、地域住民の有志がボランティアで地域の見回り活動を計画的に行った際に、見回り活動中に負傷した場合、補償対象となりますか。

A 対象となります。自治会活動の一環として行われた防犯活動は、協働のまちづくり活動に該当しますので対象となります。

Q 地域住民の有志による実行委員会が主催した体育祭において、準備中に実行委員会役員がテントを組み立てている際に、指をはさんでけがをしてしまいました

た。この場合、補償制度の対象となりますか。

A 対象となります。地域住民の有志による実行委員会が主催した体育祭は、協働のまちづくり活動にあたり、活動中のスタッフが負傷した場合は補償の対象となります。

Q 小学校の通学路で登下校児童の見守り活動において、活動中に自転車とぶつかり腕に切傷を負うけがをして病院へ通院しました。この場合、補償制度の対象となりますか

A 対象となります。協働のまちづくり活動者自身の傷害事故については、自動車や自転車などの事故の場合も対象になります。

●青少年健全育成活動の事例

Q 青少年相談員主催によるキャンプ大会で、参加者の子供が参加中に転倒し、腕を骨折しました。この場合、補償制度の対象となりますか。

A 対象となりません。青少年相談員主催によるキャンプ大会は、協働のまちづくり活動にあたりますが、指導者やスタッフを補償の対象としているため、参加中の子供については、補償の対象外となります。別途、傷害保険に加入する必要があります。

Q 子ども会主催によるハイキング大会で、先頭を歩いていた指導者が足を踏み外して、ガケから転落して負傷しました。この負傷により2日間通院しました。この場合、補償制度の対象となりますか。

A 対象になります。この補償制度では、協働のまちづくり活動を行う指導者やスタッフを対象としています。

●社会福祉活動の事例

Q 地域住民に憩いの場を提供することを目的としてボランティア組織によるコーヒーやお茶菓子のサービスを行っている事業で、後片付けを行っていたボランティアスタッフがけがをしてしまいました。この場合、補償制度の対象となりますか。

A 対象となります。本事業は協働のまちづくり活動に該当するため、ボランティアスタッフは協働のまちづくり活動のスタッフにあたり、スタッフが活動中に負傷した場合は対象となります。

●社会奉仕活動の事例

Q 地域住民が定期的にボランティアとして近所の公園の樹木の剪定を行っている際に、ハサミで指を切ってしまい3針縫いました。この場合、補償制度の対象となりますか。

A 組織化され目的に沿って計画的に行われている公益的な活動は傷害補償の対象となります。地域住民が行う公園の樹木剪定作業は、協働のまちづくり活動補償制度の対象となる社会奉仕活動にあたりますので、スタッフが活動中に負傷した場合は対象となります。ただし、思いつきで行ったような作業は協働のまちづくり活動とはいえないので補償対象外となります。

Q 公園清掃を行う自治会の会員が公園の草刈り作業を行いました。その際に電動式草刈り機により跳ねた石が、駐車してあった自動車の窓に当たり窓を破損してしまいました。自治会が自動車の窓の修理代金を支払い弁償しました。この場合、補償制度の対象となりますか。

A 対象となります。協働のまちづくり活動中における自治会の賠償責任事故は補償の対象となります。ただし、市や保険会社の承認なしに示談されると保険金が支払われない場合があります。

●社会教育活動の事例

Q 少年野球チームの練習中に、選手がスライディングをして骨折をしてしまいました。この場合、補償制度の対象となりますか。

A 対象となりません。この補償制度では、協働のまちづくり活動の指導者やスタッフを対象としています。

～事故をおこさないために～

- ・計画に無理はないか
- ・活動の場所やコースの安全確認をしたか
- ・指導者やスタッフは十分な人数を確保・配置できているか
- ・参加者の健康状態は大丈夫か
- ・活動を行う前に事故防止に関する注意を徹底したか

平成 21 年 10 月作成
平成 23 年 1 月改訂
平成 24 年 6 月改訂
令和 4 年 6 月改訂

保険内容に関するお問い合わせ

〒299-2492

南房総市富浦町青木28番地

南房総市役所総務部総務課

電話 0470-33-1021

FAX 0470-20-4593

記入例

別記様式（第7条関係）

事故発生報告書

令和〇〇年 〇月 〇日

南房総市長 様

市民団体名 〇〇区

報告者 住所 **南房総市富浦町青木〇〇番地**

代表者名 **南総 太郎**

事故の種類	1 賠償責任事故 ② 傷害事故 3 特定疾病事故		
事故発生日時	令和〇〇年 〇月 〇日 () (午前・午後) 9時10分頃		
事故発生場所	南房総市富浦町青木〇〇番地 南房総公園内		
活動内容	△△自治会で定期清掃活動として行った南房総公園の草刈り		
事故発生状況	△△自治会で定期清掃活動として南房総公園の草刈りをしていた		
	ところ、誤って草刈り機で指を切っしまい病院で三針縫うケガを負った。		
被害者名	住所	南房総市富浦町青木1000-××	
	氏名	南総 太郎 (男・女) (〇〇歳)	
	連絡先	0470-33-××××	
損害の状況	所有者氏名		
	所有者住所		
	財物の名称	損壊状況	
	修理業者		
	連絡先		
傷害又は特定疾病の状況	傷病名	右手中指創傷	部位 右手中指
	症状	骨折 切断 創傷 打撲 火傷 その他 ()	
	程度	死亡 後遺障害 (見込) 入院 (日見込) 通院 (〇〇日見込)	
	治療病院名	南房総市立病院 電話 0470(33)〇〇〇〇	
その他特記事項			

別記様式（第7条関係）

事故発生報告書

年 月 日

南房総市長

様

市民団体名

報告者 住所

代表者名

事故の種類	1 賠償責任事故 2 傷害事故 3 特定疾病事故		
事故発生日時	年 月 日 () (午前・午後)		時 分頃
事故発生場所			
活動内容			
事故発生状況			
被害者名	住所		
	氏名	(男・女) (歳)	
	連絡先		
損害の状況	所有者氏名		
	所有者住所		
	財物の名称	損壊状況	
	修理業者		
	連絡先		
傷害又は特定 疾病の状況	傷病名	部位	
	症状	骨折 切断 創傷 打撲 火傷 その他 ()	
	程度	死亡 後遺障害 (見込) 入院 (日見込) 通院 (日見込)	
	治療病院名	電話 ()	
その他特記事項			